

令和5年12月1日付民生委員・児童委員の推薦について

1 依頼事項

民生委員・児童委員の欠員補充及び増員のため、必要な地区におかれましては地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただくよう各自治会町内会長のご協力をお願いします。

今回ご推薦いただく方の任期は、次期一斉改選(令和7年11月30日)までとなります。

※ 地区推薦準備会の開催時期→ 令和5年8月～9月

8月上旬までに該当の自治会・町内会長宛てに推薦依頼文を送付します。

【提出期限：9月22日(金)】

2 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 推薦準備会については、自治会町内会の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等についてご説明いただくことやご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の出席を必須でお願いします。

3 添付資料

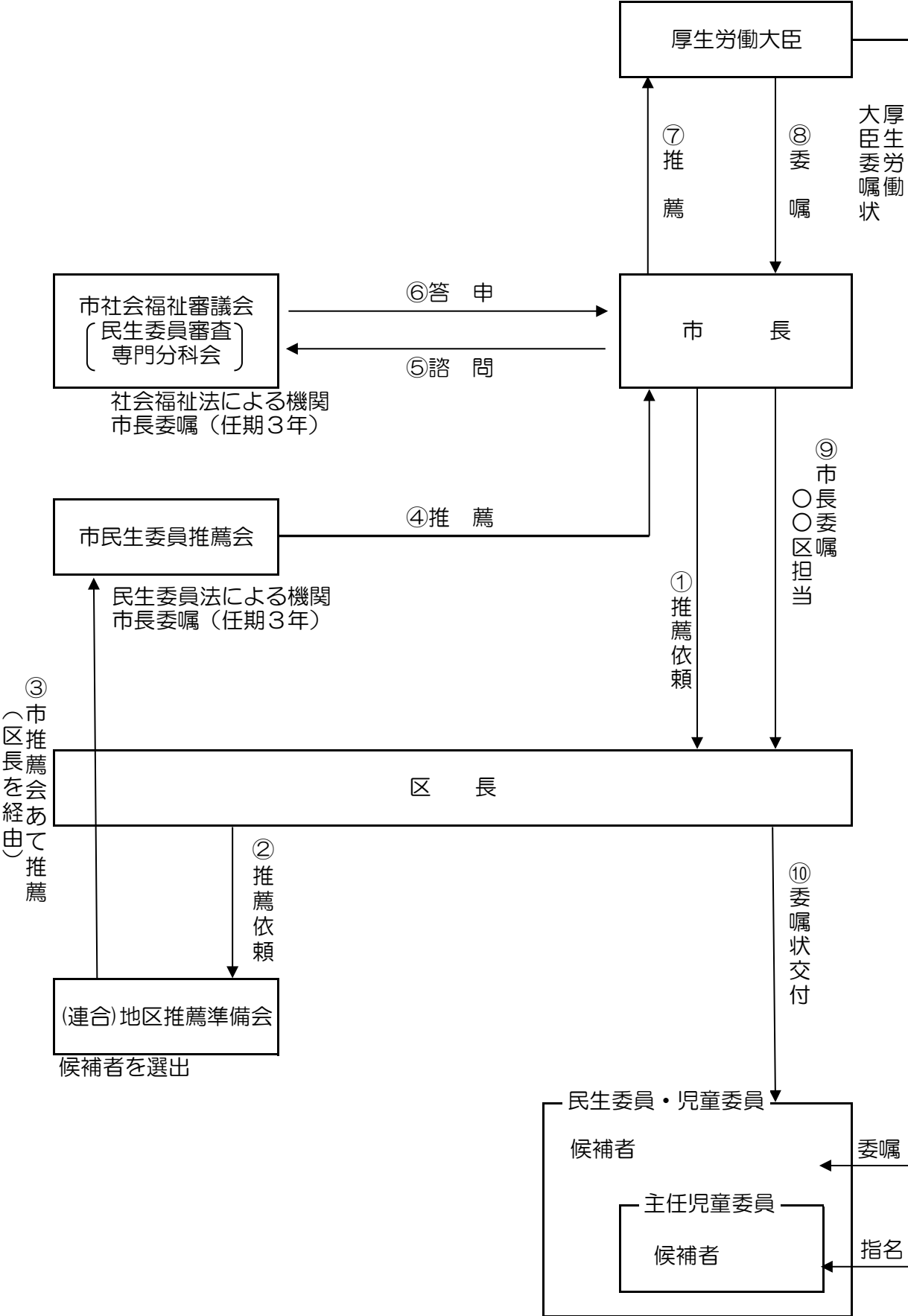
- ・令和5年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程 (資料1)
- ・推薦〔委嘱〕の手続図 (資料2)
- ・役割と活動 (資料3)
- ・資格要件と推薦手続 (資料4)
- ・地区別推薦依頼数 (資料5) (席上配付)

担当：港北区福祉保健課 伊藤、清水
電話：540-2339 FAX：540-2368

令和5年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和5年7月1日付け委嘱	令和5年12月1日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和5年 7月 1日から 令和7年11月30日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期・・・令和5年12月 1日から 令和7年11月30日まで
2月	上旬		
	中旬	市連会協力依頼	
	下旬	区連会協力依頼	
3月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	
	中旬		
	下旬	市推薦会、市審査会開催	
6月	上旬	厚生労働大臣あて推薦	
	中旬		
	下旬		
7月	上旬	令和5年7月1日付け委嘱	
	中旬		
	下旬		連合・地区へ推薦依頼
8月	上旬		連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
9月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10月	上旬		区より市推薦会に候補者内申
	中旬		
	下旬		市推薦会、市審査会開催
11月	上旬		厚生労働大臣あて推薦
	中旬		
	下旬		
12月	上旬		令和5年12月1日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】 年間 64,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるため、年間 64,200 円（1 か月あたり 5,350 円）の活動費を、区役所から年 2 回に分けて支給しています。

【会費の負担】 年間 8,200 円（令和 4 年度）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

会費内訳(令和4年度の場合)

項目	金額(円)	
区・地区民児協活動費等の事業費	2,180	主に区・地区民児協の活動費に充当します。
市民児協互助事業会費	1,600	横浜市民児協互助特別会計に積み立てます。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金を支給します。 また、委員退任時に退任慰労金を支給します。(※)
市民児協周年事業 積立金	100	周年事業に向けて積み立てます。
全民児連会費	700	行う全国民生委員児童委員連合会の事業費とします。
全国互助共励会費	1,900	全民児連が所管する互助事業へ積み立てます。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金を支給します。 また、委員退任時に退任慰労金を支給します。(※)
関東ブロック民生委員児童 委員連合協議会会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会開催費用 に充当します。
横浜市社協会費	1,000	横浜市社協会員規程に基づく年会費
港北区社協会費	700	港北区社協会員規程に基づく年会費
合計	8,200	

※退任慰労金支給については、3年以上在任している必要があります。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>18 歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っているおり、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 	
①適任者		
②年齢要件 基準日： 令和 5 年 4 月 1 日 (2023 年)	<p>◆新任 74 歳まで (昭和 23 年 4 月 2 日以降出生) ※できるだけ 68 歳 (昭和 29 年 4 月 2 日以降出生) までの方をお願いします</p> <p>◆再任・元職 74 歳まで (昭和 23 年 4 月 2 日以降出生)</p>	<p>◆新任 58 歳まで (昭和 39 年 4 月 2 日以降出生) ※できるだけ 54 歳 (昭和 43 年 4 月 2 日以降出生) までの方をお願いします</p> <p>◆再任・元職 64 歳まで (昭和 33 年 4 月 2 日以降出生) ※できるだけ 60 歳 (昭和 37 年 4 月 2 日以降出生) までの方をお願いします</p>
③居住要件	<p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p>3 年 令和 7 (2025) 年 11 月 30 日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人 5～10 人	推薦人 5～10 人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書に記載の内容は、委嘱手続きにおいて使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定めます。

座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」の内容を推薦人全員が理解したことを確認し、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

民生委員・児童委員、主任児童委員 地区別推薦依頼数

(令和5年7月1日現在)

連合	地区名	定数			現員数			欠員 (推薦依頼人数)		
		民生	主児		民生	主児		民生	主児	
日吉地区 連合町内会	日吉	15	13	2	15	13	2	0	0	0
	日吉宮前	13	11	2	11	9	2	2	2	0
	箕輪	13	11	2	13	11	2	0	0	0
	日吉本町東	14	12	2	13	11	2	1	1	0
	日吉本町西	14	12	2	14	12	2	0	0	0
	下田	17	15	2	15	13	2	2	2	0
綱島地区 連合自治会	綱島東	20	18	2	19	17	2	1	1	0
	綱島西	33	31	2	32	30	2	1	1	0
大曾根 自治連合会	大曾根	18	16	2	16	14	2	2	2	0
樽町連合 町内会	樽	14	12	2	13	11	2	1	1	0
菊名地区 連合町内会	菊名	13	11	2	11	9	2	2	2	0
	大豆戸	17	15	2	16	14	2	1	1	0
	新横浜	13	11	2	12	10	2	1	1	0
	篠原北	14	12	2	11	9	2	3	3	0
師岡地区 連合町内会	師岡	16	14	2	14	12	2	2	2	0
大倉山地区 連合町会	大倉山	28	26	2	28	26	2	0	0	0
篠原地区 連合自治会	篠原	25	23	2	22	20	2	3	3	0
	篠原南	19	17	2	18	16	2	1	1	0
城郷地区 連合町内会	城郷	24	22	2	24	22	2	0	0	0
新羽町 連合町内会	新羽	21	19	2	20	18	2	1	1	0
新吉田 連合町内会	新吉田	29	27	2	29	27	2	0	0	0
新吉田あすなろ 連合町内会	新吉田あすなろ	10	8	2	9	7	2	1	1	0
高田町 連合町内会	高田	21	19	2	21	19	2	0	0	0
	合計	421	375	46	396	350	46	25	25	0